

平成 30 年度

第 3 回太子町まちづくり審議会議事録

日 時：平成 30 年 8 月 31 日(金) 午後 1 時 30 分から午後 2 時 38 分まで

場 所：太子町役場行政棟 3 階 ホール (災害対策室)

太子町総務部企画政策課

平成30年度第3回太子町まちづくり審議会 議事録

1. 審議会の開催日時及び場所

日 時 平成30年8月31日(金)
場 所 太子町役場行政棟3階 ホール (災害対策室)
開 会 午後1時30分
閉 会 午後2時38分

2. 審議・報告事項

太子町自治基本条例の制定について
第6次総合計画について

3. 委員の出席者

出席委員：井口 宏幸、溝端 剛、岡 英子、熊谷 直行
三浦 淳子 (教育委員会)、井手 俊郎 (農業委員会)
北川 重美 (自治会)、地丸 勇 (商工会)
瀧北 りえ (男女共同参画プラン策定委員会)
桑野 敏行 (公募)、山口 美和 (公募)

4. 町出席者

町長 服部 千秋
事務局及び説明員
総務部長 栄藤 雅雄
企画政策課長 森田 好紀
副課長 池田 誠
係長 高見 良
主査 佐々木 剛志
主事 太田 祐一朗

5. 審議会経過及び結果

別記にて記載する。

1. 開 会

森田課長 委員の皆様には、お忙しい中、太子町まちづくり審議会にご出席を賜りまして、ありがとうございます。
ただ今から、平成30年度第3回太子町まちづくり審議会を開催いたします。
では、会議に先立ちまして、井口会長からご挨拶をいただきます。
よろしくお願いいたします。

2. 会長あいさつ

井口会長 みなさん、こんにちは。井口でございます。よろしくお願いいたします。
本日の会議内容につきましては、まず、前回7月30日のまちづくり審議会
で諮問を受けました「自治基本条例の制定について」審議を引き続いて
行い、その審議内容に基づき、答申を行います。
また、「第6次太子町総合計画について」は、現在の事務作業の状況につ
いて報告を受けます。
ただ今の出席委員数は11名です。
定足数に達していますこと申し添えます。
以上でございます。

森田課長 ありがとうございます。
この後の議事進行は、引き続き井口会長にお願いいたします。

3. 議事録署名委員の指名

井口会長 まず初めに議事録署名委員の指名をいたします。
まちづくり審議会規則の第4条第2項の規定に基づきまして、私の方から
指名いたします。
議事録署名委員には、熊谷 直行委員と桑野 敏行委員の両氏を指名いた
します。
お二人の委員の方には、後日、事務局がまとめました議事録に署名をお願
いいたします。

4. 審議「平成30年7月30日付け諮問第2号 太子町自治基本条例の制定について」

井口会長 それでは、審議に移ります。
前回のまちづくり審議会にて諮問されました、平成30年7月30日付け諮
問第2号「太子町自治基本条例案について」審議させていただきます。
1ヶ月程期間がありましたが、委員の皆様、ご意見・ご質問はございま
すか。

熊谷委員 あくまで基本条例ですので、全体的にはこのような項目でいいと思います。

この中の 8 条では、「職員は全体の奉仕者として、法令を遵守し、職務に専念して全力で遂行するとともに、町民等に対して丁寧な対応と分かりやすい説明に努める」とあります。これは、基本条例の制定がなくとも、このとおり執務を行われていることと思います。

この場でお聞きする話ではないかもしれませんが、先日、介護保険料の徴収ミスについて新聞報道がありました。

これはどういう理由で起こったミスなのか、また、どういった経緯で発覚したのか、この場で説明できるのであれば、説明いただきたいと思います。

栄藤部長

お答えさせていただきます。

まず冒頭、町民の皆様にはご迷惑をおかけしまして、また、ご心配をおかけしまして、お詫び申し上げます。

今回の事例は、介護保険の賦課に関する事務で起こったものであります。この度、対象となっている方は、年金が支給される際に介護保険料を年金から直接天引きして、日本年金機構より太子町へ一括して納入していただく「特別徴収」という方法が適用されている年金受給者の方々でございます。

また、介護保険料の賦課は、4月と6月については前年度の2月の介護保険料と同額を暫定的な介護保険料として皆様に納付いただいている形となっております。

前年度保険料を基にした暫定的な平準化徴収を8月に行い、さらに、前年所得を基に年間の保険料を確定し、既徴収額との差を残りの徴収月で平準化し、徴収させていただく制度となっております。

この「特別徴収」を行ううえで、当町で計算し確定した介護保険料の情報を天引きするためのデータとして日本年金機構へ送るのですが、その手順に誤りがありました。

今年度のデータを日本年金機構へ送る際、送信データを作成する手順の誤りにより、10月以降の特別徴収額のデータしか送れていなかったということでございます。

結果的に、8月分については、前年度と同額のまま「特別徴収」を行ってしまい、確定後の介護保険料と差額が生じたということでもあります。

還付の対象の方が5,500件程、追加納付となった方が1,500件程となりました。

この事例が発覚した際、10月以降の特別徴収月で調整できないかということも検討しましたが、日本年金機構との調整の中で、再調整はできないとのことでしたので、皆様にご迷惑をおかけする形となりますが、今回の対応となった次第でございます。

ご迷惑をおかけしまして、誠に申し訳ありません。

井口会長

太子町だけが日本年金機構への報告を誤っていたということですか。

栄藤部長

そのとおりでございます。

- 熊谷委員 職員の方も一生懸命仕事をされていると思いますが、こういうことがないように取り組んでいただきたいです。
また、少し前に児童手当の支給ミスもありましたね。
この基本条例あるなしに関わらず、十分に注意していただきたいと思います。以上です。
- 井口会長 ただいま、熊谷委員から第8条に関しては、自治基本条例がなくとも基本的に遂行していくことになると思いますが、今回の介護保険の問題や児童手当の問題から、職員には極力誤りのないように事務処理をお願いしたいとありました。
自治基本条例の条文を変更するといったことではありませんが、意見がありました。
他に何かございますか。
- 井手委員 今回の太子町自治基本条例については、他の自治体の条文と比較いたしますとコンパクトにまとめられているといった印象です。
ただ、二、三点ほどお聞きしたいことがあります。
まず一点目は、第3条に条例の位置づけを謳っているのですが、これはこの条例を最大限に尊重するために、他の条例や規則と整合を図るとされていますが、あえてこの規定を設けなければならないほど、他の条例や規則に影響が大きいと私は認識していますが、現行の条例・規則は膨大な量の件数がございます。その既存の条例等と整合を図る作業についてどのようにお考えなのか。
また、この条例の施行日はまだ分かりませんが、施行日までに間に合うのかといった点についてお聞きしたいと思います。
それと、条例・規則だけではなく、この後に出てきます「総合計画」や他の様々な計画がたくさんございます。当然こういった計画の中にも条例の趣旨に沿うような形に直さなければならないと思われませんが、こういったところをどのようにお考えかお聞きしたいと思います。
最後に、条例の施行後において、この条例の見直しや検証等を考えておられるのかお聞きしたいと思います。
- 井口会長 ただいま、井手委員より第3条の整合を図るためどのような方法をとるのか、その時期はいつになるのかという意見がございました。
事務局いかがですか。
- 池田副課長 お答えさせていただきます。
まず一点目については、井手委員がおっしゃるように、この条例は基本条例と謳っておりますので、他の条例や規則はこの条例の趣旨に沿ったものである必要があるという思いで第3条を規定しております。
ワーキングチームを含めてこの条例の制定作業を進める中で、この条例に滲み出ている思いは、新しいものではなくて、今まで我々が町政の中で取り組んできた参画と協働の形を明文化したものとなっていると考えてお

ります。

その中で現在、明らかに既存の条例と自治基本条例の方向性が異なっているものについては、現在のところ確認・把握はしておりません。

これから、議会にお諮りする、あるいは公布に至って、条例のチェックもさることながら、今我々が行っている仕事の在り方や体制について条例の趣旨に沿っているかどうか反省や見直しをしていく中で、不都合なもの、不適合なものは正していくという形になると思います。

これから新たに条例を制定したり改廃する際は、各担当課の方では自治基本条例の趣旨を踏まえた作業をしていただくことを共通理解として庁内で持ちたいと思います。

二点目の、総合計画と各種計画についてですが、参画と協働と言葉でこの条例案にあります。計画との関わりとしては二点あるかと思っています。まずは、計画の成果物に記載されている文章の中で参画と協働に基づいた施策を実行すること、次に、計画を作るときに皆様のご意見を反映させた計画を作ること、作ることと既存のものに参画と協働の趣旨を盛り込むと、この二方向になるかと思っています。

作ることにつきましては、現在の第5次総合計画でも重点目標で参画と協働のまちづくりをひとつのテーマとして挙げております。当然、作る過程において、パブリックコメントであったり、来月まちづくりの集いという形で四つの小学校区で皆様方から意見をいただく機会を作る予定としております。

こういった形で皆様からご意見を聞くようにしていく。あるいは、完成した計画においても住民の皆様から意見を聞くような機会を作るといったことも庁内の共通理解として持ちたいと考えています。

三点目の施行後についてですが、施行の時期につきましては、12月の議会に諮ることはスケジュールとしては思っております。

施行がいつになるかは、議決いただける時期によりますので、現段階では明確に申し上げることはできませんが、議決いただいた後、公布後速やかに施行と考えております。

以上でございます。

井口会長 井手委員から第3条の条例の位置付け等について、整合性の関係や施行後の考え方について質問がありましたが、自治基本条例の条文を変更するといったことではありませんが、意見がありました。他に何かございますか。

溝端委員 この自治基本条例は、住民、行政、議会それぞれの倫理要綱のような形と理解しています。そういう意味では、こういうような大きな方向性を示すものでいいと思っております。

井口会長 太子町自治基本条例案につきまして、基本条例でございますのでこのような概略的なものでいいのではないかという意見がございました。

他にご意見、ご質問等はございませんでしょうか。
ないようであれば、お諮りいたします。
諮問第 2 号「太子町自治基本条例案について」、原案どおり承認してよろ
しいでしょうか。

各委員 異議なし。

井口会長 ご異議がないようですので、諮問第 2 号「太子町自治基本条例案について」、
原案どおり承認いたします。
ここで、諮問第 2 号の答申案作成の間、暫時休憩いたします。

5. 答申 「平成 30 年 7 月 30 日付け諮問第 2 号 太子町自治基本条例の制定について」

井口会長 会議を再開します。
諮問第 2 号「太子町自治基本条例案について」、先程の審議結果に基づき
作成した答申案をお配りしました。
事務局で答申案を朗読してください。

太田主事 読み上げさせていただきます。
平成 30 年 8 月 31 日太子町長服部 千秋様。
太子町まちづくり審議会会長井口 宏幸。
太子町自治基本条例の制定について（答申）（案）。
平成 30 年 7 月 30 日付太企画第 382-2 号で本審議会に諮問された「太子町
自治基本条例」について、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、そ
の内容について適当であると判断し、原案のとおり承認したので、その旨
答申する。
以上でございます。

井口会長 答申案について、ご意見等がありますか。

各委員 異議なし。

井口会長 ご意見がないようですので、本案を答申書とし、町長に答申することに決
定します。

井口会長 平成 30 年 8 月 31 日太子町長服部 千秋様。
太子町まちづくり審議会会長井口 宏幸。
太子町自治基本条例の制定について（答申）。
平成 30 年 7 月 30 日付太企画第 382-2 号で本審議会に諮問された「太子町
自治基本条例」について、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、そ
の内容について適当であると判断し、原案のとおり承認したので、その旨
答申いたします。

- 服部町長 委員の皆様、慎重にご審議いただき、ありがとうございました。
- 井口会長 ここで、事務局から諮問第 2 号関係で今後の日程の説明があります。
- 森田課長 ただ今、諮問第 2 号「太子町自治基本条例案について」答申をいただきましたので、12 月の太子町議会定例会に条例案を提出させていただき、議会の議決を経て公布するという流れとなります。
委員の皆様のご協力によりまして、諮問第 2 号「太子町自治基本条例案について」の審議は滞りなく終了することができました。
ありがとうございました。

6. 報告 「第 6 次太子町総合計画について」

- 井口会長 続きまして、報告事項として「第 6 次太子町総合計画について」事務局より詳細説明を求めます。
- 森田課長 それでは、「第 6 次総合計画について」報告させていただきます。
まず初めに、第 6 次総合計画策定の担当職員の紹介をさせていただきます。
企画政策課政策係長 高見でございます。
同じく、政策係主査 佐々木でございます。
本日の報告につきましては、高見係長から説明を申し上げます。
- 高見係長 説明させていただきます。
現在、町の最上位の計画である第 5 次太子町総合計画を基にまちづくりに取り組んでいるところですが、本計画が平成 32 年 3 月で計画期間を満了することを受けて、平成 32 年 4 月からの新しい第 6 次太子町総合計画を策定するものです。
お配りしている第 6 次太子町総合計画を基に説明いたします。
一項目目、平成 23 年 8 月の地方自治法の改正により、市町村に対する総合計画基本構想策定の義務付けがなくなりましたが、10 年後のまちのビジョンを示し、今まで以上に住民と協働しまちづくりを進めていくこと、住民ニーズを捉えた最適な地域資源の配分が今後一層重要となることを踏まえ、本町の最上位の計画かつまちづくりに必要な未来図として、新たな総合計画（第 6 次）の策定を進めます。
二項目目、総合計画の構成、期間についてご説明します。
総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画で構成されます。基本構想は、町の総合的かつ計画的なまちづくりのビジョンを示すもので、目標年次を平成 41 年度とする 10 か年を期間としています。
基本計画は、基本構想を実現するための基本的施策を定めるもので、基本構想と合わせ 10 か年の計画ですが、社会情勢の変化等に対応するため、5 年後を目処に中間見直しなどを予定しています。
実施計画については、現実の財政運営を踏まえた上での諸施策を明示したもので、こちらの冊子が現計画の実施計画書となりますが、400 以上の諸

施策を挙げております。毎年各課ヒアリングをすることにより諸施策の進捗状況を確認しています。

三項目目、策定体制についてですが、町長を始めとする町幹部からなる総合計画策定本部、10年後に役場運営の中心となる係長以下の若手職員を中心とした総合計画策定委員会、こちらは各課から一名ずつ、17名で構成しています。

そして、新たな総合計画策定に全庁が一体となって関与することにより、計画の実現性と精度を高めるため、各課の策定委員の持ち帰る課題・結果等を情報共有するための総合計画検討課内会議を設置しています。

これに加えて、各課の現状と課題を抽出するため、平成30年8月より事務局である企画政策課で各課を訪問し、各課2時間程度のヒアリングを実施しているところです。

続きまして四項目目、広報広聴についてですが、本日のまちづくり審議会や住民アンケート、まちづくりの集いなどの住民の皆さんから意見を聴く機会、パブリックコメント等、多様かつ多くの住民に対して、策定段階からの情報提供と意見の把握に努め、住民と行政の協働による総合計画策定を推進したいと考えています。

総合計画は、まちづくり審議会の諮問事項となっており、正式な諮問・答申につきましては来年度と考えておりますが、今年度は本日の策定体制・状況の報告に加え、11月を目処に開催予定の第4回のまちづくり審議会において、住民アンケート結果を提示したいと考えています。

住民アンケートについては、すでにこの8月に実施中であり、本日がアンケート提出の締切日となっています。町内を年代別に無作為で3,000人抽出し、現段階で約38%、1,130通ほど返送いただいています。

住民懇談会については、平成30年9月に予定しているまちづくりの集いに加え、PTAや防災リーダーなど、より多くの懇談の機会を作り、意見をいただきたいと考えています。

また、パブリックコメントや未来に担う子どもたちからの意見を聴く機会も大切にしたいと考えています。お手元のA3版「第5次太子町総合計画 まちづくりの歩み」については、まちづくりの集いで配布を予定している資料となります。

五項目目、策定スケジュールについては、平成30年5月に本策定方針を定め、現在は現計画の評価・検証、次期計画の基本構想を検討しているところです。

基本構想の骨子については今年度の3月を目処に、基本計画の骨子については来年度の上半期に固め、来年度下半期でのまちづくり審議会への諮問、答申、町議会への議案提出を予定しています。

策定方針についての説明は以上です。

これからの二年間、住民本位の総合計画策定のためには、まちづくり審議会委員の皆さんのご理解とご協力が必要です。よろしく願いいたします。次に、住民アンケートについて説明いたします。お手元の住民アンケートをご覧ください。現在、住民の皆さんに協力を依頼している住民アンケートは総合計画策定のための課題抽出、住民ニーズを知るための第一歩であ

ると考えています。

また、アンケートにお答えいただく前にまちづくりの取り組みを知っていただくため、2ページから3ページにかけてこの9年間に新しく取り組みを進めた事業などを抜粋して掲載しています。

次に、太子町の特性と現状を知っていただくため、4ページには統計から見た太子町というページを設けています。

アンケートの最後には自由意見欄を設けていますが、現在確認するだけでも多くの方からまちづくりへの意見を記入いただいております、いただいた意見を大切に今後生かしたいと考えています。

委員の皆さんにおかれましては、公私ともご多忙とは思いますが、11月頃に予定させていただいている審議会の前に、一度お手元のアンケートを記入いただき、次回の審議会の際のまちづくりへのご意見の参考にしていただければ嬉しいと考えています。

事務局からの説明は以上です。

井口会長 ただいまの報告について、ご質問やご意見がございましたらお願いします。

溝端委員 第6次太子町総合計画では、9つある政策など、第5次太子町総合計画の枠組みを踏襲するなどの方針はありますか。

高見係長 住民アンケートやまちづくりの集いなどの住民意見に加え、策定委員会、策定本部などでの検討を踏まえ決定する予定であり、現段階では定まっておられません。
まちづくり審議会委員の皆さんからのご意見も反映したいと考えています。

井口会長 まちづくり審議会での総合計画の審議、報告予定はどうなっていますか。

高見係長 次回のまちづくり審議会において、住民アンケート結果をご提示したいと考えています。

熊谷委員 今後、住民アンケート、まちづくりの集いなどで住民意見を踏まえて総合計画を策定されると考えているのですが、現段階で町の考える大きな目標はありますか。

高見係長 策定業務に取り組んだところであり、現在は正式にお答えできるものではありません。

溝端委員 少子化は、人々が幸せを追求した結果であり、日本の幸せの形が変わらないと解消しないと考えています。
数少ない子どもをどう育てていくか、どのように教育し伸ばしていくかということとはとても大切なことだと考えています。
私も高齢者であり、高齢者施策を置き去りにして欲しいと考えている訳で

はありませんが、10年後、20年後、未来を考えたとき、予算面、財政面を考えたとき、行政として施策を重点的に子育てにシフトすることは大切であると考えています。

7. 閉 会

井口会長 溝端委員から、総合計画については各方面からの政策が網羅されているものと考えますが、メリハリのついた優先的な計画策定という観点も必要ではないかとの意見がございました。
他に、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。
それでは、議事を終了し、本日の会議を閉会したいと思います。よろしいでしょうか。
事務局から連絡事項はありますか。

森田課長 失礼いたします。
事務局より2点報告させていただきます。
まず1点目は、第2回まちづくり審議会の会議録の写しを送付させていただいた際に、同封させていただきました北川 嘉明氏の表彰辞退についてでございます。
北川氏におかれましては、平成24年度のまちづくり審議会にて自治功労賞の表彰対象として当審議会より答申をいただいております。
しかし、その直後より太子町長をお務めになられたことにより、平成28年度までの4年間は表彰の対象外となりました。
平成29年度より再び表彰の対象として扱われることとなりましたが、一身上の都合により表彰の授与をご辞退されております。
平成30年度においても、ご本人様より書面にて受賞辞退の旨、申し出がありました。
太子町表彰条例施行規則取扱内規第5項の規定により、平成30年9月議会定例会に功労者の承認案件として上程しないことといたしましたので、ご報告させていただきます。
次に2点目ですが、太子町表彰対象者の内申漏れの調査結果についてであります。
前回の第2回まちづくり審議会終了後に、庁内各課に対して、太子町表彰条例に関する内申漏れについて調査を行ったところ、現時点で2名内申漏れの方が存在することが判明しました。
その2名の方については、平成31年度に表彰候補者として、本審議会にお諮りさせていただきます。
なお、2名の方には、担当課長と訪問しお詫びをさせていただき、平成31年度の表彰候補者となることで、ご了承をいただきました。
今後はこのようなことの無いよう、担当課に指示しております。
本当に申し訳ございませんでした。
以上、ご報告させていただきます。

太田主事 失礼いたします。
本日の会議に出席していただきました報酬につきましては、ご報告をいた
だいております口座へ入金させていただきます。
報酬額や振込日については、また、後日通知させていただきますので、ご
確認の程よろしくお願ひします。
以上でございます。



井口会長 本日は慎重なるご審議をいただきありがとうございました。
会議では、「太子町自治基本条例案について」原案どおり承認しました。
事務局におかれましては、本日の会議結果に基づいて、今後の事務・事業
の執行をお願いしたいと思います。
また、委員の皆様におかれましては、今後も円滑な審議会運営にご協力い
ただくことをお願ひします。
それでは、これをもちまして、平成 30 年度第 3 回まちづくり審議会を閉
会いたします。

森田課長 井口会長、どうもありがとうございました。
委員の皆様のおかげをもちまして、本日本日予定しておりました案件は、全て
終了いたしました。
なお、自治基本条例案については、本日承認いただきましたので、今後事
務手続きを進めてまいります。
長時間にわたり、ありがとうございました。

太子町まちづくり審議会規則第 4 条に基づきここに署名する。

平成 30 年 9 月 13 日

署名委員

熊谷直行  印
桑野敏行  印